

平成26年1月28日

水=次新横浜基地公害訴訟原告団
同 弁護団様

細川護熙選挙事務所

前略

ご質問書につきましては、確かに拝受いたしました。

ご質問の諸点は、就任後に、皆様のご意見も参考にしながら、検討し、判断してまいりたいと存じます。

会員の皆様によろしくお伝えください。

草々